

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和5年3月9日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番	鈴木	勝利
2番	藤田	尚美
3番	秋山	泉
4番	加川	裕美
6番	甲斐	徳之助
7番	池辺	己実夫
8番	諸橋	太一郎
9番	市川	圭一
10番	伊藤	裕一
11番	山本	伸子
12番	守屋	常雄
13番	北島	登
14番	杉森	弘之
15番	須藤	京子
16番	黒木	のぶ子
18番	柳井	哲也
19番	石原	幸雄
21番	遠藤	憲子
22番	利根川	英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和5年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和5年3月9日(木)午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会報告について
- 日程第 3. 議案第 3号 牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 日程第 4. 議案第 4号 牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第 5. 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 6号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 7号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 8号 牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 9号 牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第10号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第11号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第12号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第13号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第14号 令和4年度牛久市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第15. 議案第15号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16. 議案第16号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17. 議案第17号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18. 議案第18号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19. 議案第19号 令和5年度牛久市一般会計予算
- 日程第20. 議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21. 議案第21号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第22. 議案第22号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第23. 議案第23号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第24号 令和5年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第25. 議案第25号 市道路線の認定について
- 日程第26. 休会の件

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、3番秋山泉議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。秋山泉議員。

○13番 秋山 泉 議員 私の一般質問の中で、20年後の2040年というところを、2070年と言い間違えてしまいましたので、訂正をお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、執行部からの答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 昨日、北島議員のクリーンセンターに関する一般質問において、ごみそのものを焼却することによって出る排出量は含まれているのでしょうかの御質問に対し、含まれておりますと答弁いたしました。正しくは含まれておりません。答弁の訂正をさせていただきます。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、9番市川圭一議員。

〔9番市川圭一議員登壇〕

○9番 市川圭一 議員 皆さん、おはようございます。新政会の市川圭一です。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、第1番目として、地域との取組、開かれた学校づくりについてお聞きしたいと思います。つくば市のTX、万博公園駅ですね、地区に本年4月に新しい学校が開校いたします。香取台小学校といいます。そこには地域交流館というものができ、市民の交流の場所となるような施設ができております。

牛久市でも、関係各課で様々な市民の交流のための場所づくり、政策が進められており、これからのまちづくりにおいては、学校や子供たちが重要な役目を果たすと思います。そこで、現在までの開かれた学校づくり、地域との関わり、地域の活性化に果たす学校の役割などについて質問をしていきます。

まず、牛久市の学校教育の中心は、教育長を中心とした学び合いといったことで進めてきたことだと思います。神谷小学校の校長先生時代にも、全校オペレッタという音楽劇を行っていましたが、一方で、学力の低下や毎日の練習についていけない子供たちが落ちていく現状を見て、行事で学校を変えるのではなく、授業で学校を変えようということで、学び合いの授業づくりがスタートし、総合的な学習の時間で神谷小学校の下の荒れた谷津田を再生してきました。そこでは、子供たちが互いに学び合いながら、どうしたら生き物が戻ってくるか考えながら、谷津田の再生計画の設計図を作ったり、土を掘ってカエルを捕まえたり、NPOの方々、そして地域の方々

とも共同で様々な体験活動をしてきました。こうした授業づくり、学校づくりの原点は、学び合いの授業にもあると思います。

そこで、学び合いの授業を進めて10年以上たつので、総括の時期だと考えます。学び合いの成果はどのようなものだったのか、また、課題は何かを伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 学び合いを通じた学校づくりを学びの共同体と呼んでいます。そこには明確なビジョンがあります。それは、全ての子供にとって安心と夢中のある学校づくりです。自分を受け入れてくれる仲間がいる、そんな安心した学級で仲間と共に夢中になって高い目標に挑戦できる学校づくりを目指しています。そのためには、先生や友達だけでなく、地域と共に学び合える学校づくりが大切と考えます。

これまで10年以上続けてきた学び合いの授業づくりの成果として4つ考えました。

1つ目は、二十歳の集いの成人たちの聞く態度です。以前は、舞台上に上ってくる成人もおりましたが、現在は、多少服装や髪型が乱れていても、市長の祝辞を述べる段階になると、本当に静かに話を聞くことができます。私たちが学びの共同体の授業で小学1年生から中学3年生までの9年間で一番大切にしていることは、聞くということです。聞き合う関係をつくること、安心して過ごせる学級づくりの基本と考えています。そうした意味で、成人になってもその資質を残してくれていることをうれしく感じています。

2つ目は、県や国の学力診断テストの平均値と牛久との比較です。学年が上がるに従って、牛久市の子供たちの平均値が上がっています。中学2年生や3年生になると、県や国の平均より10点以上の上昇が見られるようになってきています。

3つ目は、牛久の学びの授業が平成27年度にイギリスのケンブリッジ大学の学術誌に掲載されました。その内容は、友達からケアをしてもらった子供は友達にケアできるようになる、学習に前向きな姿勢を持っている子供は友達に対して支援できるようになる、先生の温かい視線があるとクラスの子供たちは仲間へのケアが進んでできるようになる、こうしたことを学校ぐるみで実践すると生活面や学習面で大きな成果が表れるといった内容でした。授業を通して、心も学力も育っているという内容です。

4つ目の成果は、先週の3月3日に牛久一中で学びの共同体の国際会議が開催されました。海外から50人以上の研究者が牛久一中に集まり、牛久一中の授業とその後の先生たちの研修会を参観しました。牛久一中の先生たちは、教師がどう教えるか、どんな発問をするか、どんな板書を書くかといった教え方の研究をしていません。子供たち一人一人の学んでいる様子を観察して、なぜあの子はあそこで学べなくなったのだろうか、あの子はどうして途中から学び出したのかといったことを、一人一人の子供の固有名詞で語り合っています。こうした一人一人の子供の見取りと交流することで、教師力の向上と互いに成長し合う教師集団が出来上がっています。海外から見ると、日本の教師集団の資質を向上させる、こういったシステムに非常に学ぶべきところがあると述べています。

以上のように、学びの共同体は子供の心や学力を高めるばかりでなく、教師集団の成長システ

ムにもつながっています。以上が成果と考えます。

一方、課題として挙げられるのは、学校長が二、三年で変わってしまうため、継続したビジョンの共有が難しいことです。トップの急な方向転換は、教職員ばかりか子供たちにとっても戸惑いが出ます。そこで、年に数回の大学の先生方によるスーパービジョンを受けたり、校長先生方と一緒に授業を見ながら、私と校長先生方とのビジョンの共有を図ったりすることを大切にしています。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 今、教育長は4つの成果ということで述べられてきました。この学び合いが10年以上たつというところで、やはり当初から得られていた、ある一定年齢の先生達というのは、なかなかこの学び合いの授業に対して受け入れ難いと。やはり子供たちは黒板に向かって授業をして、先生が黒板に書いて、それを子供たちが写しながら学んでいくというのが今までのスタイルだったのですが、当初受け入れたとき、始めた頃にはコの字になって、子供たちが助け合いながら授業を一緒に育てていくと。そこで先生がサポートしていくという形だったかと思えます。

今現在10年たった中で、なかなか自分がやってきた先生たちの独自のスタイル、まだ受け入れない先生もいらっしゃると思うのですが、その点については、当初始めた頃と今との状況というか、今現状として先生方の受入れ方というのは、どのように感じているのか質問したいと思えます。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 幸いにも一昨年から学習指導要領が変わりまして、教えから学びへというキーワードになって、教えることではなくて学びだと。それから、アクティブラーニングといって、主体的・対話的で深い学びをなさいと国の方針が変わりました。それから、教科書を教えるのではないと。コンテンツからコンピテンシーと言って、教科書の中身を教えるのではなくて、資質・能力の観点で全ての教科を貫くんだというような国の方針が変わり、そしてSociety 5.0とこれからの世界が変わっていくぞというような国の流れがありましたので、現在はこの市町村に行ってもこういった対話的な学びというのが広まってきているという現状ですので、そういった意味では後押しになっていただいているかなという気がします。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 それでは、続きまして現在までの地域との関わりについて、お聞きしたいと思います。

牛久市はコミュニティ・スクールというものを立ち上げました。その理由と、その仕組みについて、どのようなものか質問いたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 学校は様々な課題を抱えています。いじめの認知件数や不登校の数値も全国同様、右肩上がりに増えています。LGBTで苦しんでいる子供もいます。ヤングケアラーも

丁寧に見ていくとかなりの数がいることが分かりました。親による虐待もあります。貧困が様々な問題を引き起こしてもいます。そして、様々な障害を持った子供たちも日常生活で苦戦しています。最近話題になっているギフテッドと呼ばれるような特別の才能を持った子供も見られるようになりました。こうした子供たち一人一人を幸せにするためには、学びの共同体の学校づくりが必要ではないかと考えてきましたが、これを広く保護者や市民に理解してもらうことは難しいものでした。それは、学校の様々な子供の問題や教師の働き方の実態を知るには、学校の内部から見ないと分からないところがあるからです。そして、最近の子供たちの問題は、学校だけでは解決できないものが本当に多くなっています。

そんな中で幸いにも、先ほど申しましたように、一昨年から学習指導要領が変わり、牛久の学びの共同体には大きな追い風になりました。しかし、保護者や市民の皆様は学習指導要領の内容そのものの理解が進んでいない現状もあります。

一方で、これからの社会を見ると、少子超高齢化が予想以上に進んでいます。AIやロボットによって多くの仕事が失われていきます。また、一度仕事に就いても、その後一生学び続けなければならない時代になっています。そういった時代に生きる子供たちには、学習指導要領で示すような資質や能力の育成が必要です。また、そのことを地域の皆さんと共有しなさいとも言われています。

以上のような観点から、コミュニティ・スクールを立ち上げ、地域や保護者の方々と一緒に学校教育を考え、行動していくこととしました。メンバーには行政区長、民生委員、地区社会福祉協議会委員、PTA、地域人材と幅広くおります。この方々に学校の内部から子供たちを見てもらい、子供や教師の実情を知ってもらうためにはどうしたらよいかと考えて立ち上げました。そこで、先生たちと一緒に子供の日々の授業の様子を見てもらい、そこで苦しんでいる子供、関わり合いながら学び合い、幸せな表情を浮かべている子供、そうした子供たち一人一人の様子を語り合ってもらうことで、協同的な学びの授業の意味や先生方が忙しいと言われる実態を理解してもらっている現状です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 以前、私は教育民生常任委員長だったときに、教育長にいろいろな視察先のことでも少し聞いていたときに、横浜のコミュニティ・スクールを紹介していただいて、視察を行ってまいりました。そのときに感じたのは、地域の皆さんが積極的に参加して、子供たちのためにやるということは、その地域のために働いていくんだと、地域をもっと盛り上げていこうという姿勢をすごく感じました。

牛久市では、早い段階から地域の人たちが、小学校4年生ですか、総合の時間で子供たちが福祉だとか、地域の環境という形で外に出る機会を設け、そして地域との交流というのを、多分知らず知らずのうちにやってきて、それが自然と地域との交流というのが、自然な形でできているのだなと私は思っております。

今、子供たち、地域の民生委員の方たちとお話をしますと、学校があるときはいいんだよねと。実は、長期の休み、夏休みだとかになってしまうと、中には給食で命をつないでるような子たち

も、極端な例を言えば、いますと。そういう地域と子供達の関係性というのが、年々深くはなってきたのかなと思っているので、子供たちの居場所づくりというのを、やはり学校というのは地域の拠点でありますから、核になるものだと思います。ですから、ぜひその点も踏まえて、これからは子供を主役としてやっていただきたいなと思っております。

その中で、今度の質問にも通じるのですが、コミュニティ・スクールを通して、現在どのような地域との連携を進めているのか。仮に各牛久市内の小学校の例があれば、具体的な事例を交えながら説明していただければと思っております。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 小学校と中学校の事例なのですが、例えば牛久南中学校では、総合的な学習の時間に、地域を盛り上げるために自分たちができることを考えました。その中で、地元で取れるサツマイモを使った和菓子の考案や地域の憩いの場として空き家を活用したアイデアなど、ユニークな案を出して行政区長に発表しました。また、全校生徒が参加して地区交流会に行きました。そこでは、自ら企画、運営する独自の祭りを開催して、ある地区では100名を超える小学生、乳幼児やその保護者を招待し、大盛況となりました。なお、この祭りには、日頃不登校ぎみであった生徒も参加して、友達と楽しいひとときを過ごしました。そのほかにも、牛久シャトーでの清掃活動や区民会館での奉仕作業、さらに防災活動として、高齢者宅への水の配付やAED、消火訓練を地域住民と一緒にやるなど、積極的に地域との関わりを重ねながら、その取組が先月、文部科学大臣賞を受賞しました。

また、おくの義務教育学校の5年生は、地域の方から、文化遺産である団子念仏を存続させるために助けてほしいとの話を受けて、地域の歴史や風習を調べ、そのよさを再発見するとともに、団子念仏のゆるキャラを考案するなど、児童ならではの柔軟なアイデアを地域住民に発表し、大変喜ばれました。

牛久一中の1年生は、自分たちの地域は自分たちで守ろうというテーマで、地域防災について学習しています。学校の体育館が避難所となっていることから、行政区長や地域住民と共に避難所設営や食料、物資の配付などの自主防災活動を体験する中で、災害時の厳しさを痛感すると同時に、頼りにされることの喜び、苦労した後の達成感を実感することができました。

また、牛久小学校では地域の方々と共に防災探検隊を行っています。学校運営協議会委員を中心に、地区社協や多くの地域の方々に声をかけた結果、80人ほど集まって、子供達とグループに分かれて地域を探検しています。その際、学校の授業のように大人が教えるのではなくて、子供達に気づかせるために探検マップを作ろうということで、大人の方々が作って、子供たちと一緒に地域を歩きました。その活動では、行政区長や民生委員と共に、PTAである保護者も一緒になって活動しました。ふだん一緒に活動することの少ない大人たちが、子供の学びを通してお互いにつながり合ったというよい機会になりました。

このように、全ての学校において、地域での活動を通して、共に活動しながら、地域と共に生きることの大切さを学んでいます。将来、大人になったときに培った郷土愛を、次の世代へと引き継いでいってくださることを願っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 それぞれの学校で地域との連携ということで、様々な取組が事業で展開されているという、今お話も聞きました。

ただ、校長先生が代わったり、担任の先生、これはせいぜい長くても大体4年、6年かなと。校長先生に至っては、やはり二、三年が大体ワンクールかなと思っております。先生たちが代わりますと、学習内容もその時々によっては変わってしまうということもあり得ると思います。その中で、せっかく築いてきた地域との連携というものが薄くなってしまったり、なくなってしまう。場合によっては、地域とのつながりが切れてしまうのではないかとということも考えられる。これでは、せっかく今まで培ってきた学校や子供たちが、まちづくりや地域づくりに継続的に役立つことは大変難しいのかなと思います。

また、今後、学校を会場としたお話がありました。実際、南中なんかも取り入れたかと思えます。防災キャンプや地域のお祭りが、これはコロナ禍で修学旅行ができない。では、その代替がないかということで、子供たちや先生たちが話し合っ、そういう形で開いたのかなと思っておりますが、そういう形のものが展開できていけば、人と人がつながり、地域の活性化やまちづくりにつながっていくのではないかと考えております。

このような新たなまちづくりや地域づくりに、学校や子供たちが継続的に関わっていけるような学校づくりの構想はあるのか、現時点での教育長の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 実はこれまでは、学校の子供たちと地域をつなぐ活動は、学校の先生たちが授業の中でやっていました。教師は時間外勤務の中で地域との連携の準備をしたり、連絡を取ったり、下見をしたりすることが多くありました。そのため、教師がいなくなると、その活動がなくなってしまう状況もありました。これからは、教師の働き方改革の中で、こういった仕事はますます縮小し、部活動をはじめとした様々な活動が地域移行していかなければならない現状があります。そう考えると、これからは学校の教師が行ってきた様々な地域との連携を誰が押し進めるかといった問題が生まれてきます。

一方、地域に目を向けると、本市には牛久シャトーや雲魚亭、住井すゑ文学館、自然観察の森など、学校以外にも多くの学びの場があります。また、古民家を維持したり谷津田再生の活動をしたりしているNPO団体や、数々の城跡を守っている団体もあります。そこでは、様々な分野で活躍している豊かな人材がいます。

スポーツの分野に目を向けると、多くの団体がスポーツ協会に加盟し、様々な競技で数多くの方が活躍されています。また、各少年団でも熱心な指導者が子供たちの活動を支えてくれています。さらに、プロのスポーツ団体が牛久市とフレンドリー契約を結んでおり、子供たちのスポーツを体験する環境も熟しています。

文化の分野においても、牛久市文化協会に多くの団体が加盟し、昨年の市の文化祭には94団体1,849人が参加するなど、地域住民による多様な文化活動も行われております。一部の音

楽家の皆さんは休日に学校の子供達にオーケストラの指導をしてくださっています。

また、子ども食堂などの取組を通して地域に子供の居場所をつくっていただいている方々がいるなど、我が子の子育てに手いっぱい苦戦している保護者がいる一方で、子供たちを助け育てあげたいと考えている方々もいます。

大切なことは、こうした多くの学びの場や様々な分野で活躍している地域人材と子供たちがつながる仕組みをつくることだと考えます。問題は、こうした地域の場所や人と子供たちをつなぐ人材をどのように育成していくか、どのようなシステムをつくっていくかということだと思います。そのための準備として、牛久市ではコミュニティ・スクールとともに、各学校に地域コーディネーターという方々を配置しています。そして、全ての学校で放課後カップ塾を実施し、地域の方々による学習塾が実施されています。土曜日には全ての小学校で絵を描いたり、スポーツをしたり、工作をしたり、小川芋銭や住井すゑを学んだりといった様々な学びで地域の方々子供たちをつないでいます。

こうした活動をつないでいる地域コーディネーターの中には、学校にいるスクールアシスタントを兼ねている人もいます。こうした方々にさらに成長していただいて、子供たちの学びの場を地域につくり出すことで、また今ある地域の活動や地域人材とつないであげることによって、一流のスポーツマンと触れ合い、素晴らしいアスリートが生まれたり、日常的に牛久シャトーと触れ合うことによって、次の世代の語り部が生まれるかもしれません。また、谷津田再生を通して、牛久の自然保護に取り組む人材が生まれるかもしれません。さらに、不登校の子供たちの居場所になったり、部活動の地域移行の後押しになったりするかもしれません。

学校の内情をよく分かり、地域もよく分かっているような人を増やしていったら、子供と地域をつなぐことによって、牛久のまちが、子供も先生方も保護者も地域もみんなが学び合うような学びの共同体になっていくような取組をしていきたいと考えています。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 今、教育長の中に学びの共同体ということがありました。働き方改革によって、先生と子供たちの関係もこれから変わっていくと思います。

また、今朝のニュースでは、子供2人を昨年、熱中症で車中で殺してしまったと。裁判官が、未熟な大人だと、そこをちゃんとしてくださいと。やはりそういったことがないように、子供も、先生たちも、保護者も、地域は本当に今学びの共同体ということで一緒になって学んでいく。やはり時代によって変わってくると思うのです。そういうところ、一概にやはり子供が主役になるような、今後とも学校づくり、そしてその中で、地域で、子供たちが伸び伸びと活躍していけるような、今後の牛久のまちづくりにそれはつながっていきますから、ぜひともそのような形を少しでも念頭に置いていただいて、これからの学校づくりのトップとしてやっていっていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。地磁気観測所の現況ということですが、一昨年質問いたしました。新聞報道等々、あとネットのニュース、そして今朝の新聞にちょっと関連するかと思うんですが、やはりTXの延伸に、取手駅から南、東京圏の直流電化、取手から北の交流電化、

これがいろいろ、もちろん常磐線もそうなのですが、茨城県に関しましては、大変車両高、約倍近い、1両車両が倍近い値段になるということで、コスト高によって影響を及ぼしている。私も茨城県に、その後何か進展があったのかとお聞きしたのですが、今のところ、直接的にはすぐクリアできるような問題がないということでした。

ただ、今後、牛久市発展のために、地磁気観測所の問題というのは、クリアしなければならない重要な課題だと思っておりますので、現在のその後の状況についてお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和3年12月の定例会での市川議員からの一般質問後の状況といたしましては、令和4年6月2日に茨城県が国土交通省と気象庁に対しまして、令和5年度国の施策及び予算に関する提案・要望を提出し、要望を行っているところでございます。提案・要望の内容といたしましては、気象庁地磁気観測所については、東京での直流電車の開通に伴う観測業務への影響を考慮し、大正2年に、国の負担において本県石岡市柿岡へ移転し、気象庁地磁気観測所の半径35キロメートル内は鉄道の直流電化が制限されるため、本県の鉄道の大部分は、直流電化よりも費用のかかる交流電化、交流と直流の両方の方式でございましてけれども、これでの整備を余儀なくされていることから、鉄道ネットワークの構築を図る上で制約となっている気象庁地磁気観測所を、国の責任において早期の県外移転、将来にわたって交流電化、交直両用方式ですけれども、これを導入することによる車両整備経費等の掛かり増し分について、十分な補償を行うことを求めるという内容になっております。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 県知事も真剣に取り組んでいるということは理解いたしております。ただ、先ほども言いましたが、つくばエクスプレス、TXですね、延伸に関する報道などにもありますが、県内各路線においては、この地磁気研究所の影響により、高コストになること自体が、建設や車両更新などを鈍化させる一つの要因ではないかと考えております。

牛久市は、常磐線の2駅を有する、牛久市内ですね、牛久駅とひたち野うしく駅という2駅を有しております。今後、牛久市としてどのようにこの問題ですね、なかなか、はいそうですかと簡単にはいかないと思いますが、やはり石岡のあそこの場所に絶対なきや駄目だということではないということは周知の事実であります。ただ、建物自体がもう100年ということで、歴史的建造物と。世界各地で4か所しかないということで、歴史的な部分で、そこからどこかすわけにはいかないんだというようなことも考えられますが、あそこにある必要はないということは、もうこれは立証できているのです。最終的には金銭的な問題だと思うのですが、やはりその沿線に、牛久市は、今までは常磐線沿線の中で唯一人口が伸びていたまちです。今後、その点も踏まえながらどのように取り組んでいかれるのか、再度質問いたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 令和3年第4回定例会でもお答えしましたとおり、常磐線の利用者数の増加、あるいは利便性の向上というものは、沿線自治体のみならず、県全体の振興に寄与するものであると考えておりますので、コロナ禍で会議の機会が減少しているのが現状ではござい

ますけれども、改めまして県南の常磐線沿線の各自治体によって構成されております各種団体などにおける会議の場で意見交換を行うなど、関係各所の動向を踏まえた上で、本市として引き続き検討してまいりたいと考えております。

ただ、常磐線の乗車客数というのですか、この推移を見てみると、コロナ禍になっただけではなくて、減少しているわけです。コロナになる前には、牛久駅の1日の平均乗車客数というのは1万2,000人以上いたわけですけれども、令和2年にはこれが9,000人を割るような、8,000人台になってしまったり、これはひたち野うしく駅でもそんなのですけれども、令和元年までは6,000人台の後半、もう7,000人に迫るような1日の乗車客数があったのですけれども、それが令和2年には5,000人を割る、4,000人台後半になってしまうような乗車客数になって、令和3年には若干戻ってはきています。牛久駅では9,000人台の半ばぐらいまで行っていますし、ひたち野うしく駅でも5,000人台まで復活はしてきているのですけれども、やはりテレワーク、あるいは学生であればリモート授業というのが行われている中で、コロナが明けてもそのまま、ではその前までに復活するかというと、なかなか難しいところがあると思います。

現実に昨年3月の常磐線のダイヤ改正におきましては、昼間の電車の数が1時間当たり4本であったものが3本に減らされているということもありますので、そういったことを踏まえながら、ではどういうふうに対応していけばいいのかというのを考えたときに、やはり今までは牛久市から通勤通学で東京圏に行くための輸送力の強化ということでの要望しか上げていなかったのですけれども、今度は東京方面から牛久市のほうに来てもらうという発想の逆転をして誘客を図るようなことをしていかないと、乗客数というのは伸びてこないと思っております。

ですので、そういったことに何があるのかというのを考えたときに、やはり茨城県では今、いばらきサイクルツーリズム構想というのを打ち出しております。その中で、つくば霞ヶ浦りんりんロードであったりとか、県西だと鬼怒・小貝リバーサイドルート、そういったものの整備をやっていこうというものが出されております。先月末だったと思うのですけれども、新聞報道でありましたけれども、近隣市町村で利根川サイクリングロード推進協議会というのが発足したと新聞報道がありました。これは、稲敷市、龍ヶ崎市、取手市、河内町、利根町、ここが利根川サイクリングロード推進協議会というのをつくって、やはりそういったいばらきサイクルツーリズム構想の一環としてやっていこうじゃないかということで立ち上げたと聞いております。これは、先ほど言った鬼怒・小貝リバーサイドルートにもつながるような構想と聞いておりますし、本市においては、以前から、牛久沼周辺の市との話合いの中で、牛久沼にそういったサイクリングロードができればいいんじゃないかという話もしておりますので、そうなりますと、つくば霞ヶ浦りんりんロードと、そういった利根川のほうにつくるサイクリングロードとのちょうど中間点に当たるような形で、そういったサイクルツーリズムに合うような整備というのが促進されれば、新たな誘客が望めるのではないかと考えておりますし、またJRもそういった人たちのために、自転車と一緒に来れるような特別列車というのを出しております。サイクルトレインと呼ばれているものですが、ただこれ悲しいことに、直流のところでは動かないということで、つくば

霞ヶ浦りんりんロードの窓口といっても土浦駅には来れないということで、それはどこに行っているのかというと、千葉の佐原であったり、あるいは潮来のほうからりんりんロードに乗るような形になってしまっているということで、そういった視点からも、今後は地磁気観測所の移転とか、そういうのを促進してもらうには、こういった構想もあって、全県を挙げてやっているのだから、ぜひともお願いしたいというのを国に言っていけないと、いや乗客数が減っている中で何を言っているのだという話になってしまうので、その辺を踏まえて今後は当市としてもやっていきたいと考えています。

また、令和5年度、今年度の秋ですね、10月から12月にかけては、茨城デスティネーションキャンペーンというのが行われます。これは国がやっておりますやつで、これで茨城に来てもらうようなキャンペーンを張るということなので、そのときに牛久においても誘客を図るような施設というのは、牛久大仏と牛久シャトーという2つの大きなものがございまして、また、それ以外にも牛久沼であったりとか、あるいは自然観察の森とか、そういったものもございまして、そういったところをうまくキャンペーンによって誘客を図り、そのときには常磐線を利用して来ていただければ、また乗客数が増えるということで、そういう一つの事例をつくりながら国に要望していけないと、なかなか国も動いてくれないのではないかと考えているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 今、部長の答弁にもいろいろありました。確かに定住人口の増加というのは、大変今どの地域でも厳しいかなと思ってます。

東京から牛久へ呼び込む、まさにさっきございました、話の中であった牛久沼が中間点になって、ぜひとも、私は10年以上前になりますが、牛久沼1周というのを、この前も話はしたかと思いますが、子供とチャレンジをしたのです。ただ、ちょうど5月のゴールデンウィークぐらいのときでしたか、大変な向かい風で、子供は半分泣きながら、もう勘弁してほしいという形で走ったのを覚えております。環境は走るごとに変わって、ただやはり自転車に適している道路というか、道ではないのですね、その当時は。凸凹も石もあつたりということで、タイヤにも負担をかけるし、途中でパンクしたらどうしようかななんて思ったりもしていました。

ただ、このすばらしい、東京から50キロ圏内というところで自然環境がこれだけ整っているというところはなかなかありませんので、ぜひとも牛久市に人を呼ぶ、そういう観点からも粘り強く働きかけて、これは常磐線沿線、そしてTXのこれからの延伸にもつながってくると思いますので、引き続き呼びかけをよろしくお願い申し上げます。

次に、牛久市観光アヤメ園についてお聞きします。

一般質問後に市民の方から何通か投書があったと思います。その中で、市民の皆様も関心事の一つだと私は捉えました。これからいよいよ牛久市も花が咲き出す時期になります。今後、来年度の予算を踏まえて、前回ではハスというお話もありましたが、アヤメ園に対する今後の展開についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 牛久市観光アヤメ園は、指名競争入札により、維持管理業務を造園業者に委託しております。

来年度予算につきましては、人件費の増額や資機材等の物価高騰により大変苦慮したところでございますが、園内の除草、株分け、施肥など、アヤメ園として皆様に楽しんでいただけることを目標に、アヤメやハナショウブ、カキツバタのよりよい生育のための基本的な環境づくりを念頭に、昨年度と同規模の予算を計上いたしております。

今、議員からもありました、昨年6月議会の一般質問におきまして、アヤメ科の植物は連作障害の傾向が強い。定期的な土壌改良が必要であるために、古代ハスというお話が出ていたのですが、古代ハスなど、今のアヤメ園の土壌に合った植物への転換についても検討してまいりたいというような答弁をいたしたところでございます。

しかしながら、毎年アヤメの開花を楽しみにしている市民の皆様から投書などもいただきまして、アヤメ園を復活、再生させてほしいとの声をいただいているのも事実でございますので、非常に困難な状況ではありますけれども、専門家の意見を聞くなどしまして、アヤメ園として継続できるよう形で、来年度は取り組んでまいりたいと存じます。

また、アヤメ園の開園は昭和61年とありまして、園内施設の老朽化も目立っております。特に水路をまたぐ入り口の橋については、こちらも昨年の一般質問の際にお話があったかと思うのですが、橋について何度か簡易的に補修はしているのですが、こちらもぶかぶかしたような状況だということがありますので、来年度予算においては、来場者の安全確保を目的といたしまして、新たに入り口の手すりや橋の床板の改修の予算を計上しております。来年度早々には発注をしたいと考えているところです。

また、施設内では、入り口の階段ですとか、アヤメ園の中ほどにある藤棚に向かう木道など、修繕が必要と思われる箇所も何か所かありますので、そちらにつきましても段階的に改修して、来場される皆様が安心して利用できるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 観光協会のホームページにも、牛久観光アヤメ園を開くと、アヤメ、ショウブ、カキツバタという形で、咲いている姿が映っております。ぜひとも6号バイパスが開通して、牛久地区のそういう観光拠点の一つになっていくと思っておりますので、ぜひとも皆さんが来てよかったと思えるような、また復活ですね。また、それと、その土壌にあったということで、そこら辺も考えながら、ぜひとも牛久市観光アヤメ園の再生をお願いしたいと思います。

次、最後の質問にさせていただきます。会計年度任用職員についてお聞きします。

新聞報道等によると、会計年度任用職員が採用されてから、牛久市では3年がたったかと思えます。新聞報道の中では、その中で雇い止めのおそれがあるのではないかとというような形で報道もされておりました。やはり正規職員の任用があつて、そこに不足分を会計年度任用職員ということは分かるのでありますが、来年度募集には、今現在牛久市のホームページでは、会計年度任用職員の募集を行っておりますが、現職員の応募状況と実際現場の採用との開きもあるのかなと

思っております。その点についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 令和5年度における会計年度任用職員の募集状況でございますが、市全体の募集人数は552名でございまして、前年度と比較すると11名減となっております。

御質問いただきました現在任用中の会計年度任用職員における応募状況につきましては、各部署の任用伺いを基に集計中であり、正確な人数と割合はまだ把握していない状況でございますが、一身上の都合により応募を希望していない方を除いて、ほとんどの会計年度任用職員が応募している状況と考えます。

また、来年度における市全体の採用希望数については、業務の縮小等に伴う多少の人員の減はございますが、引き続き同等数の会計年度任用職員の任用を予定しており、報道にあったような大量の雇い止めには該当しないものと考えております。

会計年度任用職員の任用に当たっては、各課等の業務量や人員の配置を踏まえながら、会計年度任用職員が担当する業務の有無と採用・配置の必要性により判断しております。今後も、必要な部署に適正な数の職員を任用するよう、人員管理に努めてまいります。

また、過去4年ぐらいなのですが、この会計年度職員から正職員に採用された職員約10人弱おります。私はそういうことで、常に今の会計年度職員でも、できればどうぞと促しておりますけど、なかなか今の点数とか、そういうのだとやっぱり働きながら勉強すると非常にちょっと難しいところがございます。私はそういうことで、今の職員採用制度に僕は懐疑でございまして、全て点数でやって、最後には私も面接するのですが、ある町では、ある市では、もう点数はやめて、レポート、そして面接で行うというのがございました。

そのような事例で私は稲広の管理者をやっておりますので、今回の採用につきまして、若干名、職員を採る人数ですが、5名前後でしたけれども、最終的に残った約20名、そのうち半分程度を面接するという事で連絡したのですが、私も初めてなったものですから、どうですか、全員20名、1日かかりましたけれども、20名の方を面接してはどうですかという話をしまして、多少時間かかりましたけれども、でもやっぱり少数面接によって、いい職員、元気のある職員といえますか、有望な職員を僕は多くの機会を持って採用できるのかなと思っております。これについてもこれから牛久の職員採用についても、様々な改革をしようというところがございます。やはり、創造性のある、そして優秀な人間、会計年度職員もそうですが、そういう人が、このまちを元気にしてくれる、活力あるまちをつくってくれるということを私は確信しているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 市川圭一議員。

○9番 市川圭一 議員 今、市長からもございましたが、やっぱり人がメインになると思います。書類選考だけでは、なかなかその人人なりのものが分からない部分が多々あると思います。

ただ、やはり現況としては、新たに採用するよりも、今まで経験者のほうが、仕事も楽ですし、改めて指導する必要もないのかなと思います。ただ、それがあつたために雇い止めというようなことになりかねない。ですから、その点は十分に注意していただいて、これからの人づくりはま

ちづくりにまたつながっていくと思いますので、ぜひとも、書類選考だけではなくてその人のやる気、そして今後の、今市長もありました中から、正職員に採用もできるんだよと。そういうところを踏まえて、今後の採用に関する、これ正規職員もそうだと思います。騒がれているようなことがないように、牛久市としては真摯に取り組んでいただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、9番市川圭一議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番伊藤裕一議員。

〔10番伊藤裕一議員登壇〕

○10番 伊藤裕一 議員 無会派の伊藤裕一です。本日は、新型コロナウイルス感染症の5類引下げに伴う対応について、6点質問させていただきます。

周知のとおり、新型コロナウイルスは感染症法上の扱いが2類相当とされているため、患者数については、現在は重症化リスクが高い方だけに簡略化されているものの、基本的に全数把握の対象となり、検査、治療費については全額公費負担となる一方、国や自治体による入院勧告や、外出自粛要請、就業制限が可能となるなど、各種制限が加えられてきました。

しかしながら、現在主流となっているオミクロン株の重症化率や致死率が低下してきていることや、コロナ対策と経済活動、社会活動を両立させるウィズコロナの傾向が強まってきていることなどから、政府は本年5月8日から同感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げる方針を示しました。

今回、今任期最後の一般質問となりますが、思えば、前回の改選から間もない2020年冒頭より始まりましたコロナ禍から3年が経過し、様々なコロナ対策や行動制限が定着してきた感もごございます。しかし、今回の5類引下げを機に、様々な点で取扱いが変わってくるものと考えられます。

まず、大きな点として、全額公費で賄われてきた新型コロナウイルスに感染した際の治療費やワクチン接種費用が自己負担となることが挙げられます。現在進行形で検討が進められてきており、流動的な面もありますが、報道によれば、治療費に関して5月8日の5類移行後は、外来の医療費は原則自己負担とし、高額な治療薬のみ9月末まで公費負担を維持、入院費用については9月末までの補助や高齢者施設への支援を続ける案の検討が進められているとのことであります。さらに、ワクチン接種に関しては、令和5年度については、全ての方に年1回の無料接種機会を設け、高齢者や基礎疾患のある方、医療、介護従事者については、さらにもう1回の無料接種機会を設ける案の検討がされているとのことでありますが、治療費、ワクチン接種費用について、

本市としてどのような情報を把握しているか伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 国は、令和5年1月27日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対処方針において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、感染症法上、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけると決定いたしました。それに伴い、政策・措置の見直しとして、患者等への対応、医療提供体制、サーベイランス、基本的な感染対策、ワクチン、水際措置などの方向性が示されています。

ワクチン接種の公費負担につきましては、2月8日付、厚労省通知「今後の新型コロナワクチン接種について（その2）」において、4月以降の必要なワクチン接種について、引き続き自己負担なく受けられるようにするとの方針が示されております。現在、新型コロナワクチン接種は令和5年3月31日まで特例臨時接種に位置づけられておりますが、1年間延長する方向で審議が進められています。

治療費の公費負担につきましては、国は、1月27日付の対処方針において、急激な負担増が生じないように、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続することとし、具体的な内容を検討するとしております。具体的な内容が示され次第、速やかに情報発信をまいります。

以上です。

○杉森弘之議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 コロナの治療に関連しまして、政府は5類移行に伴い、外来対応する医療機関を、現在の1.5倍の6万4,000か所に増やす案を検討しているとのことであり、保健所に代わり、医療機関が重症化時の入院調整役を担うと考えられることや、診療報酬加算が縮小されていく可能性があることから、果たして本当に今まで外来対応してこなかった医療機関が新たに対応してくれるようになるのかとの懸念も存在するとのことであり、

そこで、牛久市医師会と連携を図る等の方法により、受診できる医療機関を着実に増やしていくことが肝要と考えますが、その点について見解を伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 新型コロナウイルス感染症の5類引下げに伴う医療提供体制につきましては、国は3月上旬をめどに具体的な方針を示すとしております。発熱外来や診療検査医療機関については、広く一般的な医療機関による対応への移行に向けて段階的に見直し、具体的な内容の検討、調整を進めるとのことです。

茨城県は、つくば市内に設置した臨時発熱外来について、令和5年2月28日で運用を終了いたしました。現在、国の方針が具体的に示されていないため、県は今後の発熱外来や検査について、具体的な対応を提示してはおりません。

市といたしましても、市民が適切な医療が受けられることは大変重要であると認識しておりま

す。国、県の動向を把握するとともに、牛久市医師会が医療体制を整えられるよう、情報提供を行ってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 続きまして、コロナ禍の3年間は、感染拡大状況により、かっぱ祭りをはじめ、多数のイベントが余儀なく中止となりました。昨年は、W a iワイまつりやエコフェスタなど開催できたイベントもあり、感染拡大状況を見ながらも、徐々に各種イベントを開催していく方向性になりつつあるように感じる一方、イベントの主催者は開催の可否について、その都度難しい判断を迫られてきたものと推察するところです。

イベントには、市が主催者となるものや、実行委員会形式で市がサポートを行うものなど、様々な開催形態があるところではあります。今後の大きな方向性として、新型コロナウイルス感染症の5類引下げに伴うイベント開催についてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 令和5年1月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が一部変更され、同日にイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。参加人数や定員は緩和されるものの、開催に当たり、感染防止安全計画やイベント開催時のチェックリストにより感染防止対策を十分にとることは変わりございません。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられても、感染症がなくなるわけではありませぬので、他の強力な感染ウイルスが発生する可能性もあります。

市といたしましても、国からの感染症流行情報を常に注視するとともに、感染拡大時には、新型インフルエンザ等対策特別措置法等、国からの指示等により判断することになっておりますが、現状ではイベントの実施については、一律に判断することはできなく、実施内容により必要な感染予防対策を講じていくところでございます。

牛久市においても、昨年の10月、先ほど言いましてエコフェスタ、W a iワイまつり、そして年度には牛久シティマラソンが開催されました。そして、これからも鯉まつり、それからかっぱ祭りも予定されております。私もずっと感染症対策の中でも、この感染症の中でもできることを考え、中止ではなくて、話をしておりました。そういうことで、成人式でございませぬけれども、あのようなイベントが、この感染症中にも中止することなくできたことは、当事者の方、そして私たちが非常に安堵しているところでございます。

これから、終わったわけではございませぬけれども、この環境に応じた対策をしながら、これから私たちがそのイベントにどう対応していくかということが最大の目的でありますし、中止することを前提とした話ではなくて、実行できることを前提として話をすることが肝腎だと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 状況を見ながら感染対策を行いつつ、なるべく開催していきたいと

いう心強いお考えをお示しいただきました。

人と人が出会うことによる効果というものは、最近リモート会議等も行われておりますが、やはり、直接人と人が会うことによる効果というのもあると思います。やはり感染状況を見ながらではありますが、なるべく開催できる方向で行っていただければと思います。

続きまして、人の交流というところで申しますと、コロナ禍では、文化、スポーツ施設等の市民が利用する公共施設の利用停止や入場人数等の利用制限が行われ、感染拡大を防ぐためにはやむを得なかったとはいえ、先述したイベント開催制限と併せ、人と人との交流は大きく制限されました。そこで、5類引下げに伴い、公共施設の利用制限は原則行わないという認識でよろしいか確認いたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 公共施設の利用につきましては、施設ごとに利用する対象者の状況が異なることから、施設の所管課がそれぞれ対応について協議しているところです。

5類引下げ後は、利用を制限する強制力はなくなりますが、3密の回避、換気、人との距離の確保、手指消毒、体調管理等、感染予防対策は同様に実施していくこととなります。感染拡大が生じた場合には、イベント同様、国の対策に応じた対応をまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 5類引下げに先立ち、政府は本年3月13日からマスク着用を個人の判断に委ねる方針を示しました。

かつて、日本国憲法の授業で、経済発展が進んだ現代社会では、企業団体等の巨大な力を持った国家類似の私的団体が生まれ、国家というよりはむしろそれら私的団体により個人の権利が制限される場面が増えてきていると習ったところですが、マスクをしたい人もしたくない人も、その意思が尊重され、マスク着用が真に個人判断となるかどうかは、職場や店舗など、頻繁に行く外出先の方針にかかってくる所が大きいと思います。

ただ、一方でこれまで3年間マスクをしてきた中、いきなり個人判断と言われても、相手もいる中、果たしてマスクを外していいものかどうか判断に迷うという側面もありましょう。

現在のところ、小売各社の状況としては、おおむね来店客に対しては個人判断とした上で、従業員に対しては着用推奨を継続、交通機関に関しては、着席のできる航空機や新幹線、特急、貸切バス等については着用の対象外、混雑する電車や路線バスでは着用を推奨といった方針とのことであります。

参考までに、本市議会では3月13日以降、自席ではマスクを着用するものの、こちらの演題では、個人判断によりマスクを外すことも可とする方針であります。

市役所庁舎などの公共施設内、そして市職員の皆様のマスク着用方針は、市内民間に与える影響も大きいと考えられます。そこで、本市公共施設内及び職員のマスク着用方針について伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 マスクの着用については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、令和5年2月10日にマスク着用の考え方の見直し等について、令和5年3月13日以降の取扱いが示されました。見直しの概要は、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールを決め、ルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすること。また、マスク着用の判断に資するよう、マスクの着用が効果的な場面を示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨することとなっております。

感染予防対策として、マスクの着用が効果的である場面として、医療機関受診時、高齢者等重症化リスクの高い方が多く、入院生活する医療機関や、高齢施設等への訪問時、通勤ラッシュ等混雑した電車やバスに乗車するときに提示され、また、症状がある場合の対応及び医療従事者や高齢者施設等の従事者もマスクの着用を推奨することが示されております。

これを受け、市では3月2日市対策本部会議において、牛久市のマスク着用を含めた感染対策について検討いたしました。マスク着用につきまして、職員は、市民対応をする際は原則マスクを着用とし、市民の皆様には市役所来所時や事業に参加する際に、密集、密接、密閉の3密の条件が回避できない場合はマスクの着用を推奨することとなります。その他の手指消毒や体温測定、換気等の感染予防対策は継続し、安心安全な市民サービスを行えるよう、対応について、市民に広く周知してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 当初、感染症が拡大する中、各自治会の皆さんにこのような指示をしたとき、市からこういうことをしてくれと言ってくれたほうが、私たちは非常に住民たちに話しやすいという話をした経緯がございます。ですから、この場合であっても、これから各自治会の皆さんにも、こういうことですということをしっかりした文章でやらないと、また地域でいろいろな混乱が起こってしまうということが起こりますので、それは市民の方、そして各自治会の方にしっかりとした通知をしようと思っております。

私ごとでございますけど、市長室においては3月12日以降はマスクは使用しませんということで職員にも話してます。また、そういうことで、マスクをかけなければいけない状況であれば、誰か代任をするという話をしております。私も花粉症で、マスクは当分外せないのですけれども、そういうことで市の対応、それから各自治体の対応もしっかりやりたいと思います。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 やはり市民の方も基準があったほうが分かりやすいかと思っておりますので、基準を示すというのは大変に適切なことだと思いますので、よろしくお願いたします。

また、小売業の対応を見ている、お客さんがいる場合は社員の人はマスクを着用するということですので、おおむね世の中の流れに沿った対応であります。今後、世の中の流れを引き続き注視しながら、それと同じような方向性で、マスクを着用するのか、しないのか、判断し

ていただければと思います。

続きまして、昨今のマイナンバーカード発行業務、マイナポイント対応に伴う人員逼迫状況からも、本市の人員体制は決して余裕のある体制とは言えないと思います。コロナ禍では、保健所職員をはじめとした公務員の多忙さが報道され、本市は保健所を有しないとはいえ、新型コロナウイルスの対応に当たり苦勞されたと推察するところです。

今後、業務負担が軽減され、本来業務に集中できるなら喜ばしいことではありますが、5類引下げに伴い、どのような業務が不要になるか伺います。

さらに、今までは外出自粛期間があったために、市の職員の方が感染すると、一定期間出勤停止となりましたが、感染拡大を防ぐとともに、回復するまでじっくり体を休めることは、引き続き必要なことでもあります。5類引下げに伴い、責任感の強い方は、多少体調が悪くても出勤してしまうおそれがなきにしもあらずと思われませんが、今後職員の方が発熱など、新型コロナウイルスの可能性のある症状を示した場合、どのような対応となるのか伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 新型コロナウイルス感染症に関する業務は、新型インフルエンザ等特別措置法のほか、感染症法、医療法、検疫法、予防接種法に基づき、国、県、市がそれぞれの役割を担い対応してまいりました。

市の役割は、行動計画を基に市対策本部を設置すること、市民に向け発生状況や具体的な対策等の情報発信をすること、个人防护の重要性を周知及び対策の普及をすること、相談窓口を設置すること、予防接種を行うこと、市民の安全安心に寄り添う支援を講じること、在宅で療養する患者への支援をすること、県の要請に基づき県事業に協力すること等であり、必要に応じてその都度実施してまいりました。

5類感染症への引下げに伴い、対策本部は廃止となりますが、それ以外は継続して行うこととなります。また、県が特措法や感染症法に基づき実施していた感染時の行動制限や、各事業所の営業時間等の協力要請等が廃止となります。様々な変更に伴い、市民の皆様が混乱されないよう、今後の情報提供には一層力を入れて取り組んでまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長兼人事課長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 市職員に発熱の症状が見られた際は、現在、人事院通知を踏まえ、牛久市職員の勤務時間、休暇条件等に関する規則に基づき、出勤することが著しく困難であると認められる場合として特別休暇を取得することとされております。

今後、人事院から5類への引下げに伴う現行の運用の変更や廃止など、休暇の取扱いに関する通知が発出されれば、当該方針を踏まえた休暇等の取扱いを決めてまいります。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 市の職員の方が感染した場合の対応についてであります。休暇の取扱いについては、今後決定されていくとのことではありますが、疑いのある症状があった場合は、なるべく出勤はお勧めしないというか、止めるという方向で今後もよろしいのかどうか確認した

いと思います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 家族の感染の状況であったり、接触の状況であったり、そういったケースをよく踏まえまして、その辺は考慮したいと考えております。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 最後に、学校現場での対応について、児童生徒のマスク着用は感染防止に効果的であったと考えられる一方で、夏場の暑い時期に屋外でもマスクをするのは、熱中症のおそれがあり、さらに相手の表情が読み取れないことにより、子供の社会性発達が阻害されるのではとの指摘も存在するところでございます。現状でも屋外などマスク着用が必要ないとされている場面もありますが、学校現場での児童生徒のマスク着用については、どのような対応になっているのか、5類引下げに伴いどのように対応が変わるのか伺います。

さらに、来週は学校の卒業式でございますが、国は今年度の卒業式では、マスクをしないことを基本とする方針を示しました。そこで、本市における卒業式でのマスク着用の対応について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在の学校生活における児童生徒等のマスクの着用につきましては、令和4年5月24日付学校生活における児童生徒等のマスクの着用についての事務連絡で、屋外においては、人との距離が確保できる場合または人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合は、マスク着用の必要がない場面としています。これを受け、学校現場では、登下校の際、特に夏場は熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導を行っておりましたが、現在は冬の寒い時期ということもあって、積極的に外すよう指導を行っていないこともあり、9割はマスクを着用し登下校している状況です。

今年度の卒業式につきましては、令和5年2月10日付、文部科学省より、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についての通知がありました。この中で、基本的な考え方として、児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本としています。このことを踏まえ、卒業式では基本マスクを外す方向で学校と協議しているところです。

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられた後の対応といたしましては、令和5年2月10日付政府対策本部決定において、令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするとされております。文部科学省では、これらの留意事項については、改めてお知らせする予定としておりますので、この通知を踏まえ、学校と協議し、今後の対応を決定していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 再質問としまして、答弁決定からタイムラグがあるために、日々状

況が動いているとも想定されるため確認いたします。直近で学校現場のマスク着用について話し合う会議等は行われたか、または行う予定があるか。さらに、行われたとすれば、示せる範囲でどのような事項が決定となったか確認いたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほども御答弁いたしましたとおり、新年度における学校現場でのマスクの取扱いについては、文部科学省からの通知でマスクの着用を求めないことを基本とするとしながらも、詳細の留意事項は改めてお知らせするとされております。現在、国からの通知を待っている状況でございまして、通知が届き次第、それに基づき、校長会等の場で話し合いをして決めていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 以上で一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、10番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

次に、諸般の報告をいたします。

請願第2号の1件が提出されましたので、サイドブックに登載した請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、日程第2、エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会報告についてを議題といたします。



エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会報告について

○杉森弘之 議長 本件につきましては、エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会委員長から報告を受けました。つきましては、特別委員会委員長から経過及び結果の報告を求めます。須藤京子エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会委員長。

[エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会委員長須藤京子議員登壇]

○須藤京子 エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会委員長 エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会報告。

本委員会は、令和3年4月28日に設置されて以降、委員会の設置目的であるエスカード牛久ビル及び牛久シャトーの今後の在り方については、令和3年12月7日に検討結果の中間報告を行うなど、通算19回にわたり委員会を開催し、調査研究を進めてまいりました。

まず、エスカード牛久ビルについては、3階及び4階の空き床は解消されず、公共施設整備計画を進める上での前提条件である1階の市所有床と4階の地権者共有床の床交換の解決策が見出せない状況であり、引き続き交渉に取り組むか、あるいは4階への施設整備計画にこだわることなく、より可能性、実現性のある方法にかじを切ることが求められます。

しかし、解決に時間を要するのであれば、その間の賃料収入が見込めないことにより、牛久土地開発株式会社は財政状況が悪化し、市の貸し付けた4億円の返済計画も協議が必要な状況となることから、早期に解決すべき課題であります。

その一方で、本委員会が中間報告で述べた市役所庁舎の狭隘化の問題では、ひたち野リフレビルに教育委員会が移転することで狭隘化が解消されつつあることは望ましいものですが、現庁舎に決定的に不足しているプライバシーに配慮した様々な相談スペースなどの整備にまでは至っておりません。

こうした状況下では、公共施設の一体的整備を進めることにより、同ビルの空洞化の解消と活性化を図るとともに、市役所庁舎の狭隘化解消に努めることが優先されるのではないのでしょうか。公共施設があれば、1階、2階のテナント誘致も優位に進められ、現在入居している店舗への波及効果も大いに期待できるものと考えます。

このような検討結果を踏まえ、エスカード牛久ビルの活性化、利活用については、現下の状況に鑑み、テナント誘致に時間を要するより、3階及び4階の一体的な公共施設整備が必要と判断するものであります。

その際には、当初予定していた公共施設整備の方向性を、現実に即した計画に見直すべきと考えるものであります。本委員会としては、中間報告において提言したマチナカ市役所、マチナカリビングとして再整備を行い、狭義での市役所機能だけではなく、広く捉えた公共施設の整備を求めるものであります。特に現庁舎の狭隘化解消と、現庁舎に欠けているプライバシーに配慮した相談スペース等、エスカード牛久ビルの広さを生かした施設整備は、職員の働く環境整備にも資するものと判断いたします。

また、マチナカリビングとしては、文化的施設である学習スペース、図書スペース等、用途の流動性、多様性のある居心地のよい空間が広がる3階及び4階の一体的整備を望むものであります。

牛久駅隣接であり、かつ公共施設の結節点でもある優位性を生かし、牛久駅前の周辺地区の高齢化が進んでいる状況も勘案し、市民が望むエスカード牛久ビルの活性化に資する再整備を行うよう提言いたします。

次に、牛久シャトーについては、施設整備は避けて通れない重要な課題であり、その費用負担は、一義的には所有者にあるが、市として果たすべき役割を明らかにし、日本遺産にふさわしい環境を整えるべきであると考えます。

また、食に関しては、市内飲食店や小売店との協力関係ができていたとは言い難く、牛久シャトーの園内におけるマルシェやイベントなどを通じて連携を強化し、ワインと食のまじり合いの定着に努めるべきであります。

さらに、観光客誘致に関しては、コロナ禍で縮小となったインバウンド回復を見据え、中国、東南アジアで人気の高い牛久大仏やあみアウトレット、筑波山などを巡る近隣の周遊ルートなどのさらなる磨き上げが必要であるとともに、うしくシャトーの魅力を市内外に伝える情報発信力、プロモーション力の弱さは致命的とも言うべきもので、積極的に取り組むべき課題と言えます。

人材の確保についても、また喫緊の課題であり、レストラン事業では経験者が確保できていないため、集客を伸ばすことができておらず、ビールにおいては受託製造も行っており、正免許の取得のためにも、多くの製造及び販売ルートの拡大が必要で、ワイン製造においても、人気のシャトーブランドのワインの醸造には、ブドウの収穫量をいかに増やすかが課題です。

物販事業では、オリジナル商品の新規開発もできておらず、地域資源を生かしたワインと食の実像に近づけておりません。

牛久シャトー株式会社の設立直後に、国内初の新型コロナウイルス感染症が確認され、以降、外出自粛要請や飲食店の営業時間短縮要請など、牛久シャトーレストランは、今日に至るまで全期間コロナ禍で営業することになりました。コロナ禍が設立当初計画及び収支見込み未達の要因となったことは否定できませんが、社会状況に合わせた経営改善、経営安定化策の強化を図ることは経営陣の責務であり、市としても牛久シャトー株式会社の株主として、経営体制の見直しを含め、経営力強化にどう関わっていくのか、また市の責務とは何か、市民に対し市の方針を伝えるべき時期が来ていると考えるものであります。

このような検討結果を踏まえ、本委員会は、牛久シャトーを地域活性化につなげるため、観光資源としてのシャトーと、市民が日常に利用できるシャトーの両輪で保存活用していくために、以下の支援を求めます。

まず、観光振興事業計画でも、牛久らしいニューツーリズムをコンセプトとした事業の展開が明記されているとおり、魅力的な食の開発に努めていただきたいこと。そして、庁内関係各課の連携、商工会とのコラボレーション、FMUU等も巻き込んだ情報発信など、オール牛久体制の構築です。

さらに、牛久市の強みである都心からの至近距離であることを生かし、四季折々に訪れたいくなる園内整備を含めた物語性の創出、観光庁補助事業の活用も含めた新規観光客の創出事業にも期待するものであります。

牛久シャトー株式会社については、令和3年第4回定例会で可決された令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議に議会の判断が示されており、市にはその趣旨を尊重するよう求める次第です。

最後に、牛久市にとって最重要課題であるエスカード牛久ビル及び牛久シャトーの再生、復活に当たっては、市民も、各種団体も、事業者も含め、オール牛久として一丸となった取組なくして実現することはできないことを改めて認識すべきでしょう。しかも、オール牛久体制の構築は一過性のものでなく、次世代にバトンタッチできるような継続性が求められます。

こうした機運を醸成していく責を担う市の担当部署は、かねてから人員不足が指摘される庁内で大きな業務を担わなければならない、他機関にわたる連携、調整も生ずることから、業務は困難を極めるものと思われます。しかも、両事業とも直接運営に当たるのは、市が設立した第三セクターであります。まずは庁内連携の強化から始め、課題解決に向けた取組を着実に実施していただきたいと強く訴えるものです。

以上、調査検討の結果を報告するとともに提言を行い、本委員会の調査を終了したことを御報

告いたします。

なお、議会もまたオール牛久の一員であることを申し添え、終わります。

○杉森弘之 議長 以上で委員長の特別委員会報告は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前11時52分休憩

午後 1時10分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。根本洋治市長。

○根本洋治 市長 先ほど、伊藤議員の一般質問でございますが、職員が市長室へ入室する際には、マスク着用を禁止しますという発言をいたしました。マスク着用を推進しますに訂正いたします。

○杉森弘之 議長 次に、日程第3、議案第3号ないし日程第25、議案第25号の23件を一括議題といたします。

議案第 3号 牛久市個人情報の保護に関する法律施行条例について

議案第 4号 牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例について

議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第10号）

議案第15号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第19号 令和5年度牛久市一般会計予算
議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
議案第21号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算
議案第22号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算
議案第23号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第24号 令和5年度牛久市下水道事業会計予算
議案第25号 市道路線の認定について

○杉森弘之 議長 これより議案第3号ないし議案第25号の23件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は明瞭簡潔に、その範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しましては、的確かつ簡潔明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号ないし議案第25号の23件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドブックス登載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

令和5年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第 3号 牛久市個人情報保護に関する法律施行条例について

議案第 4号 牛久市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

◎教育文化常任委員会

議案第 7号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎保健福祉常任委員会

議案第 6号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例について

議案第12号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎環境建設常任委員会

議案第25号 市道路線の認定について

◎予算常任委員会

議案第14号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第10号）

議案第15号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第19号 令和5年度牛久市一般会計予算

議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第21号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第22号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第23号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第24号 令和5年度牛久市下水道事業会計予算

○杉森弘之 議長 つきましては、受託案件を審査終了の上、来る24日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第26、休会の件を議題といたします。



休会の件

○杉森弘之 議長 明日10日ないし23日は委員会審査、土日祝日及び議事整理のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、明日10日ないし23日は休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時04分散会